

＜サービス利用料金表＞ 吹田市

2024.4.1 改定版

社会福祉法人 成光苑
きりんヘルパーステーション

① 訪問介護サービス利用料（要介護1から要介護5）

平常の時間帯（午前8時から午後6時）での、1回あたりの料金は次の通りです。

＜身体介護＞

サービスに要する時間		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)	
身体介護	単位表	200 単位	299 単位	474 単位	694 単位	100 単位追加	
		203 単位	304 単位	482 単位	706 単位	102 単位追加	
	利用料金	2,168 円	3,241 円	5,138 円	7,522 円	1,084 円追加	
		2,200 円	3,295 円	5,224 円	7,653 円	1,105 円追加	
	自己負担額 (上段4月・5月の額 下段6月以降の額)	1割	217 円	325 円	514 円	753 円	109 円追加
			220 円	330 円	523 円	766 円	111 円追加
		2割	434 円	649 円	1,028 円	1,505 円	217 円追加
			440 円	659 円	1,045 円	1,531 円	221 円追加
		3割	651 円	973 円	1,542 円	2,257 円	326 円追加
			660 円	989 円	1,568 円	2,296 円	332 円追加

☆身体介護に引き続いて生活援助をご利用される場合

サービスに要する時間		20分以上	45分以上	70分以上	
十生活援助	単位表	80 単位	159 単位	239 単位	
		81 単位	162 単位	243 単位	
	利用料金	867 円追加	1,723 円追加	2,590 円追加	
		878 円追加	1,756 円追加	2,634 円追加	
	自己負担額 (上段4月・5月の額 下段6月以降の額)	1割	87 円追加	173 円追加	259 円追加
			88 円追加	176 円追加	264 円追加
		2割	174 円追加	345 円追加	518 円追加
			176 円追加	352 円追加	527 円追加
		3割	261 円追加	517 円追加	777 円追加
			264 円追加	527 円追加	791 円追加

<生活援助>

サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
生活援助	単位表		219 単位	269 単位
			223 単位	274 単位
	利用料金		2,373 円	2,915 円
			2,417 円	2,970 円
	自己負担額 (上段 4月・5月の額 下段 6月以降の額)	1割	238 円	292 円
			242 円	297 円
		2割	475 円	583 円
			484 円	594 円
		3割	712 円	875 円
			726 円	891 円

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
要護介護による区分なし	特定事業所加算	(I) 所定単位数の 20/100 (II) 所定単位数の 10/100 (III) 所定単位数の 10/100 (IV) 所定単位数の 5/100	左記の 1割	1回当たり

特定事業所加算

・特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※当事業所は特定事業所加算(II)を取得しています。上記の所定単位数に特定事業所加算(II)の10%上乘せした金額がご利用者負担額となります。

上記の料金の他に下記の加算があります。

		緊急時訪問加算	初回加算
単位表		122 単位	245 単位
		125 単位	249 単位
利用料金		1,322 円	2,655 円
		1,355 円	2,699 円
自己負担額 (上段 4月・5月の額 下段 6月以降の額)	1割	133 円	266 円
		136 円	270 円
	2割	265 円	531 円
		271 円	540 円

	3割	397円	797円
		407円	810円

※2024年4月・5月…自己負担額には、介護職員処遇改善加算(I)+特定処遇改善加算(I)+ベースアップ等支援加算 (22.4%) が加算されています。

※2024年6月以降…自己負担額には、介護職員等処遇改善加算(I) (24.5%) が加算されています。

加算

- ・初回加算…初回時、過去2ヶ月ご利用されず再開された場合に加算されます。
- ・緊急時訪問介護加算…居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護サービス【身体介護中心に限る】をご利用者様またはご家族様から要請を受けて24時間以内に行った場合)一回につき一回が加算されます。
- ・生活機能向上連携加算…理学療法士や作業療法士による訪問リハビリテーションに、サービス提供責任者が同行し共同しアセスメント結果に基づき介護計画書を作成した場合など条件を満たした場合に加算されます。

訪問介護サービスに関する注意事項

- ☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
 - ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%
- ☆2人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
 - *2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
 - ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。